平成２３年（フ）第２０７号
沖縄県沖縄市照屋３丁目17番33号　比嘉アパートＤ号
債務者　比嘉　夏宏
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２０８号
沖縄県宜野湾市普天間１丁目33番19号　屋良アパートＢ１
債務者　飯田　学子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１１１０号
神奈川県横須賀市浦郷町１丁目４番地３コーポミレニア201、破産手続申立時の住所東京都青梅市新町３丁目10番地の５ライオンズマンション小作101
債務者　吉野　貞美
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１１１号
東京都国分寺市南町１丁目14番37号サンヴェール殿ヶ谷戸104
債務者　池田　智史
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１１３号
東京都八王子市高尾町1595番地３共立リライアンス高尾駅前506号
債務者　楠野　恵康
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１２５号
東京都八王子市中野町3004番地12
債務者　小川富士雄
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２９４４号
東京都世田谷区太子堂２丁目４―29―201
債務者　小泉　隆夫
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３９号
静岡県浜松市浜北区西美薗1381番地の１　Ｌａ　ソネットゥ　２号室
債務者　木村　秀三
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
栃木県栃木市薗部町１丁目９番９号
債務者　日髙　忠之
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１０４２号
東京都あきる野市草花3701サンモールきしの202、住民票上の住所東京都羽村市栄町２丁目22番地５タック羽村207
債務者　吉村　　実
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０４３号
東京都あきる野市草花3701サンモールきしの202、住民票上の住所東京都羽村市栄町２丁目22番地５タック羽村207
債務者　吉村カヨ子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１０９８４号
千葉県市川市国府台６丁目１―54
破産者　関　　昭子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９３３号
神奈川県川崎市宮前区白幡台１丁目15―８―302
破産者　武井　　毅
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４２４号
神奈川県横浜市旭区中白根２丁目18―11―Ａ103、開始決定時の住所神奈川県横浜市旭区白根８丁目26―19
破産者　宮本　荒樹
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０１５号
東京都目黒区五本木２丁目21―１―202
破産者　永濱　時彦
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部